

自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準に関する
規程

平成24年12月19日

秋田県公安委員会規程第3号

改正 平成27年4月1日

秋田県公安委員会規程第4号

(趣旨)

第1条 この規程は、自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律（平成13年法律第57号。以下「法」という。）に基づく行政処分の公表基準に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象となる行政処分)

第2条 公表の対象となる行政処分は、次の(1)から(4)に掲げる行政処分（以下「公表対象処分」という。）とする。ただし、法第28条及び自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行令（平成14年政令第26号）第7条の規定に基づき行う、法第7条第2項、第23条第3項及び第24条第2項の規定による同意又は法第23条第2項の規定による要請に際し、当該処分の公表が適切でない旨の意見が添えられた場合は、公表しないものとする。

なお、公表の対象となる行政処分であっても、秋田県公安委員会において当該処分の公表が適切でないと認められる特段の事情がある場合には、公表しないものとする。

- (1) 認定の取消し（法第7条第1項）
- (2) 指示処分（秋田県公安委員会が行うものに限る。）（法第22条第1項及び第25条第2項第1号）
- (3) 営業停止命令（法第23条第1項及び第25条第2項第2号）
- (4) 営業廃止命令（法第24条第1項及び第25条第2項第3号）

(公表の内容)

第3条 公表は、次に掲げる事項について別記様式により行う。

- (1) 認定証番号
- (2) 自動車運転代行業者の名称又は記号
- (3) 主たる営業所が所在する市町村
- (4) 処分年月日
- (5) 処分内容
- (6) 処分理由
- (7) 根拠法令
- (8) 処分を行った公安委員会

(公表の方法)

第4条 公表対象処分を行った場合は、次の方法により公表を行う。

- (1) 秋田県警察本部への別記様式の備付け
- (2) 秋田県公安委員会のホームページへの別記様式の掲載

(公表の期間)

第5条 公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して2年間とする。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。